

『台記』 保延二年記の写本系統に関する一考察

Study on the Manuscript Lines of "Taiki": Focusing on the Diary in 1136

白 根 靖 大

要 旨

現存する『台記』の中で、保延二年記は他の巻と異なる史料性格を持つ。保延二年記は、一八世紀初め、伏見宮家に所蔵されていた南北朝期の写本を賀茂清茂が書写し、有職故実を生業とする万里小路尚房がさらに写本を作成したことを契機に流布していった。つまり、現存する保延二年記はほぼ近世に作成された写本であり、その活用のためには史料学的研究が求められるものの、そうした研究が進んでいないと言いがたい。

本稿では、筆者がこれまで調査・研究を進めてきた中で得られた知見を整理し、改めて考察を加えたうえで、現時点で判明する保延二年記の写本系統を明らかにした。保延二年記は、藤原頼長の時代の故実作法等を伝える貴重書で、伏見宮本以外に類本がない稀観書として、近世公家社会において高い評価を受けていた。それが本書の有した意義であり、流布していった大きな理由である。

キーワード

史科学、古記録、写本、『台記』、保延二年記

はじめに

周知のように、『台記』は、記主藤原頼長の目を通し、当時の諸相を様々に記した貴重な古記録である。しかし、『台記』は頼長自筆の原本が現存せず、史料としては写本に頼らざるを得ない。ならば、諸写本の史料学的研究が求められるところだが、そうした研究が進んでいるとは言いがたい。『台記』の活字本は『史料大観』『増補史料大成』『史料纂集』があり、また影印本が『東京大学史料編纂所影印叢書』『尊経閣善本影印集成』から刊行されるなど、『台記』利用の環境は前進してきているもの、検討の余地がある写本は多々残されている。

筆者は、現存する『台記』保延二年記の諸写本を比較検討し、それらの類型や系統を追究する研究を進めてきている。その結果得られた知見については、経過報告的に三本の拙稿を通して提示してきた。拙稿の中で対象とした写本は、宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵本のうち伏見宮本・柳原本・広幡本・日野本、国立公文書館内閣文庫所蔵本のうち紅葉山本・坊城本・賀茂清茂書写本（以下、賀茂本と表記する）、東北大学附属図書館狩野文庫所蔵本（以下、狩野本と表記する）、京都府立京都学・歴史館所蔵西洞院本である。

これらの諸写本を比較検討した結果、現存する『台記』写本の中で保延二年記は他の巻と異なる史料性格を有することが判明した。具体的には、保延二年記は、宝永三年（一七〇六）〜享保三年（一七一八）に、伏見宮家に所蔵されていた南北朝期の写本（伏見宮本）を賀茂清茂が書写（賀茂本）したのを契機に知られるようになり、諸写本はこの賀茂本から派生していったと見られ、すでに流布していた他の巻とは異なり稀覯書として扱われていたので

ある。それは、賀茂本の奥書に「希代珍記」「家宝」と記され、坊城本の「希世之遺書」「宜珍秘」や柳原本の「秘本」「堅可禁他見者也」という付記に引き継がれていることから明らかである。それ故であろうか、写本作成に関する識語がない本があるなど、保延二年記は写本系統を明らかにするには不詳な点が少なくない。

本稿は、これまで調査・研究を進めてきた中で得られた知見を整理し、『台記』保延二年記の写本系統を明らかにすることを目的とする。写本系統が明らかになり、写本同士の関係性や写本個々の史料性格が解明されれば、字句の対校や本文の解釈において何かしらの寄与ができるものと考ええる。

なお、三本の拙稿を通してこれまで翻刻掲載してきた狩野本の本文について、前稿を承け、紙幅の都合で保延二年十一月二十一日〜十二月八日条となるが、本稿においても翻刻掲載を継続する。また、新たに紹介するこの範囲で見出した、写本間の重要な字句の異同についても言及したい。

一 一つの写本系統

既述のように、『台記』保延二年記は、伏見宮家に所蔵されていた南北朝期の写本（伏見宮本）を賀茂清茂が書写（賀茂本）したのを契機に知られるようになった。賀茂本の奥書には次のように記されている。

〔史料一〕

右一卷者、頼長公之御記也、在中務卿邦永親王家之庫中、走拝覽之日、辱蒙恩容手写之、彼公御記、世間相伝者

若干卷雖有之、今此一卷者、希代珍記也、尤可為家宝矣、

右京権大夫賀茂具主清茂（朱印）

清茂は延宝七年（一六七九）～宝暦三年（一七五三）に存命の人物で、署名にある「右京権大夫」に任じられたのは宝永三年（一七〇六）である。彼は、伏見宮家に伺候するなどして那永親王との親交を深め、伏見宮家所蔵の典籍の書写を許可されていたという。⁽⁹⁾史料一の言葉を借りれば、那永親王家の「庫中」から「右一卷」（『保延二年記』）を発見したところ、それは「希代珍記」で「尤可為家宝」ものだったということになる。

この「希代珍記」の存在はやがて万里小路尚房の知るところとなり、その貴重さに感銘を受けた尚房は自ら写本を作成した。そして、尚房の所持する写本を目にした坊城俊将は、尚房に一旦は断られたものの、懇願して遂に書写することを許された。このあたりの経緯については、坊城本保延二年記の奥書に次のように記されている。

〔史料二〕

右一卷者、頼長公之御記也、在中務卿^{那永}親王家之庫中、走拝覧之日、辱蒙恩容手写之、彼公御記、世間相伝者若干卷雖有之、今此一卷者、希代珍記也、尤可為家宝矣、

右京権大夫賀茂具主清茂

台記保延二年冬、世不伝、或日向清茂具主許、請書籍之時、感予意、不求与之曰、親王家之外、全無類本云々、

婦亭令熟覽処、故実作法等如指掌、此時代如此之記、亦有他哉、于誠可謂家宝、仍自繕写之、自初夏十日、至中夏十七日終功、納櫃可秘、至子孫、必不可有他見者也、

享保第三

權中納言判尚房卿

一日予於万里小路大納言之亭、偶視此一巻、予知其珍記、請借且写、而不許、予他日詣彼亭、再屢請之、卿曰、懇望歟、予曰、然、始得有許容之恩、故予手写之、但前八枚、傭書者写之、後七十三枚、皆予所写也、吁希世之遺書、宜珍秘焉、

享保八年八月廿七日書于禁中直舍

右中弁藤原俊将(花押)

坊城本の奥書は、史料一として掲げた賀茂本の奥書、万里小路本の奥書と見られる識語、それに坊城俊将自身が記した識語の三つが並んでいる。万里小路本の識語に見える「親王家之外、全無類本」という賀茂清茂の発言は、伏見宮本保延二年記の希少価値を表しており、また「故実作法等如指掌、此時代如此之記、亦有他哉」という万里小路尚房の言葉は、保延二年記が故実作法を伝える書として極めて貴重だったことを物語っている。それ故「納櫃可秘、至子孫、必不可有他見者也」と綴った尚房は、坊城俊将から「請借且写」と言われても「不許」と断ったことが、俊将自身の記した識語から読み取れる。最終的には俊将の「懇望」により尚房は「許容」したが、その価値を認識した俊将もまた「吁希世之遺書、宜珍秘焉」と記述している。

万里小路尚房は、天和二年（一六八二）〜享保九年（一七二四）に存命の人物で、享保二年（一七一七）〜同九年（一七二四）に賀茂伝奏に任じられている。¹⁰ この職が尚房と賀茂清茂との親交を生み出したと考えられる。一方で、尚房は、『諸記雑要録』¹¹を編纂するなど、故実に関する研究・記録を残しており、『台記』保延二年記が彼にとつて垂涎の書だったことは容易に想像できる。また、尚房は坊城俊将とともに『侍拝類覧』『侍拝類覧抄』¹²を編纂するなどしており、両者は故実に関する研究・記録を協同で行う仲だった。

俊将は、元禄十二年（一六九九）〜寛延二年（一七四九）に存命の人物で、坊城家と万里小路家は同じ藤原氏勸修寺流に属す。勸修寺流は藏人や弁官を経て公卿に昇る名家の家で、尚房や俊将もそうした官職に就き朝廷での勤めを果たしていた。¹³ 俊将からすると同流で年長の尚房は諸事に指導を仰ぐ存在であり、他方で俊将は尚房から故実を継承する立場にあった。保延二年記が尚房から俊将に受け継がれたのは、こうした背景があったからであろう。

以上のように、伏見宮家に眠っていた『台記』保延二年記は、賀茂清茂により発掘され、存在の希少価値のみならず、故実作法を伝える貴重な古記録として、他見無用の慎重な扱いを求められていたことがわかる。しかしながら、むしろその貴重さ故、この書の存在を知った者たちは何とかして写本を作成し自らの手元に置こうとした。その一人が八条隆英である。

宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵本の中に、八条隆英書写本¹⁴（以下、八条本と表記する）がある。この本の奥書には、史料二で挙げた坊城本の奥書三つと八条隆英が記した識語が並んでいる。次に隆英の識語のみを掲げる。

〔史料三〕

台記廿四卷、借頭右大弁俊将朝臣藏本、令傭書者謄写、保延二年冬一策、甚所珍、而不謾許借於他人、日者隆英強乞謄写、以什襲珍藏云、

享保九年十一月廿一日

右近衛権少藤原隆英

隆英は、元禄十五年（一七〇二）〜宝暦六年（一七五六）に存命の人物で、藤原氏四条流櫛笥家から八条家を興した。¹⁵ 彼は史料三のように俊将から『台記』二十四卷を借り受け写本を作成したほか、『宇槐雜抄』『上卿故実』『新任弁官抄』『吉口伝』『江談抄』などの様々な故実書を求めた様子がうかがえる。¹⁶ 八条家は後に有職故実を家職とした¹⁷ことからすると、新たに家を興した隆英にとつて、『台記』保延二年記は家職確立に欠かせない貴重書であり、だからこそ「強乞謄写」し「以什襲珍藏」したのだと解せよう。日付に注目すると坊城本作成の翌年であり、早くもさならざる写本が作られたわけである。他見無用とされた保延二年記は、水面下ではあっただろうが、こうして次第に流布していくようになる。

ここまで述べてきたことから、『台記』保延二年記の諸写本において、伏見宮本↓賀茂本↓万里小路本↓坊城本↓八条本という写本系統の存在が明らかになった。写本作成の動機としては、他に類本がないという希少価値とともに、故実作法等を伝える古記録としての高い評価があったことを指摘できる。さらには、近世公家社会における本書の存在意義をここに見出すことができるだろう。

二 万里小路本保延二年記をめぐつて

現存する『台記』保延二年記の写本系統を探る中、以前、万里小路本が鍵を握りそうだと指摘したことがあるが、万里小路本そのものにはなかなか出会えなかった。今回、ようやく万里小路本と思しき写本の複写物を手でできたものの、やや不審な点がなくもない。そこで、他の写本との比較検討を試みることにしたい。

その写本とは、東京大学総合図書館三條文庫所蔵『台記』の中の保延二年記である。⁽¹⁹⁾この本には、大正十三年（一九二四）四月七日付で三條実憲氏より寄贈された旨の印が押されており、三條家旧蔵本であることが知られる。一方で、「万里蔵書」そして「尚房」という朱印が見え、万里小路家しかも尚房の蔵書であったことがうかがえる（以下、万里小路本と表記する）。奥書に目を向けると、次のような識語が記されている。

〔史料四〕

右一卷者、頼長公之御記也、在中務卿那永親王家之庫中、走拝覧之日、辱蒙恩容手写之、彼公御記、世間相伝者若干卷雖有之、今此一卷者、希代珍記也、尤可為家宝矣、

右京権大夫賀茂具主清茂印

史料一と同じ賀茂本の奥書がそのまま写されており、万里小路本が賀茂本を写写したものであることがわかる。

しかしながら、奥書はこれのみであり、史料二で確認できる尚房自身の識語が見当たらない。すると、誰かほかの人物が作成した写本を尚房が所蔵していた可能性が考えられるが、万里小路本の文字は尚房本人の筆跡と酷似している⁽²⁰⁾ので、この写本は尚房が賀茂本を書写したものと見なし得る。そうになると、坊城俊将が万里小路本を書写した際には尚房自身の識語があったが、その後何らかの理由で取り外されたと考えざるを得ない。

次に、万里小路本を書写した坊城本以外の写本を取り上げる。それは京都大学附属図書館所蔵『台記』一六冊本の中の保延二年記である⁽²¹⁾。この写本には「滋野井文庫」「滋野井」「公澄」という印字の朱印が押されており、滋野井家旧蔵本であることがわかる（以下、滋野井本と表記する）。巻末に付された識語を掲げてみよう。

〔史料五〕

右一卷者、頼長公之御記也、在中務卿邦永親王家之庫中、走拝覽之日、辱蒙恩容手写之、彼公御記、世間相伝者若干卷雖有之、今此一卷者、希代珍記也、尤可為家宝矣、

右京権大夫賀茂具主清茂印

右奥書之本、従万里小路黄門尚房聊借受之、手自書写之、且助筆実全朝臣筆也、巨細在右略之、抑此記、元来有職之龜鑑、日次之最上也、予所信仰畢、他自愛秘藏全莫他見矣、

時享保四季初夏念六

従二位藤原朝臣（花押）

此外 基量卿
流普之分、先年以東園亜相秘本書写了

仍加之

此外别有宇槐雜抄一冊

右のように、賀茂本の奥書に続いて、書写者による識語が記されている。署判している「従二位藤原朝臣」は、『公卿補任』享保四年条より、朱印の一つに見える滋野井公澄と見て間違いない。公澄は、寛文十年（二六七〇）〜宝曆六年（一七五六）に存命の人物で、有職故実に詳しく、『羽林類葉抄』『松蔭拾葉』『簾中装束抄』『管見野水鈔』などを著した⁽²²⁾。また、「助筆」をした「実全朝臣」は公澄の子息である⁽²³⁾。

公澄の識語によれば、「右奥書之本」を万里小路尚房より借り受け、子息である実全の助力を得ながら、手ずから書写したという。そして、「此記、元来有職之龜鑑、日次之最上也」と高い評価を記しており、前章に登場した人物たちと同様の動機で写本を作成した様子がかがえる。公澄は、さらに「流普」⁽²⁴⁾ 流布している他の巻を、東園基量より先年借用し書写したとも述べている。そのほか『宇槐雜抄』も入手しており、藤原頼長に関わる古記録類をくまなく収集したことがわかる。この姿は、公澄が様々な人々と書籍の貸借をしていたという事実⁽²⁴⁾に重なる。

さて、公澄は尚房から借り受けた本を「右奥書之本」と表現しているが、坊城本の奥書（史料二）を踏まえるならば、「右奥書」のみが記された「本」、すなわち尚房の識語がない本だったと言換えることができよう。それは前掲の万里小路本と合致するが、いささか不可解な状況が生じてしまう。というのは、史料二の尚房の識語は享保三年（二七一八）付であり、また万里小路本の書写終了が同年五月十七日であると記しており、公澄が尚房から万里小

路本を借り受けた前年に、尚房の識語が書かれた写本が存在したにもかかわらず、公澄が借り受けた万里小路本には尚房の識語がなかったことになるのである。

可能性としては、享保三年の万里小路本作成時には識語が付されていたが、翌年公澄に貸し出す際に尚房がその部分だけを取り外し、返却された後にそれを戻して綴じ直した、その四年後、坊城俊将に貸し出した際には外さずに渡した、という経緯が考えられるだろうか。しかしながら、この推測は不自然な感が否めず、ここでは他の想定を提起してみたい。それは、万里小路本が二種類作成された、すなわち尚房の識語入りと識語なしの二冊あったという可能性である。

今一度、史料二の尚房の識語に注目すると、賀茂本を書写したことについて「仍自繕写之」という表現を用いていることに気付く。試みに、他の写本においてどのような文言を用いているか拾い上げてみると、「手写之」(賀茂本)「予手写之」(備書者写之)「坊城本」(強乞膳写)「八条本」(手自書写之)「滋野井本」(令書写訖)「柳原本」(書写校合了)「広幡本」となる。いずれも「書き写す」という意味の表現をしている中、万里小路本において「校合」でもなく「繕写」という文言が用いられているのは注目に値しよう。尚房が選んだ「繕写」の文言を重視するならば、坊城俊将が手にした万里小路本は、尚房による校正が加わった清書版だったこと²⁵⁾にはしなないか。

実は、字句の異同を精査すると、同じ万里小路本を書写した坊城本と滋野井本が相異するという事例が少なからず確認できる。代表的な事例をいくつか挙げてみよう。なお、引用史料中の傍線は筆者によるものである。

〔十月十一日条〕

① 〔万里小路本〕 官掌等之松明尽時、雑雑色等持色等持松走先

〔賀茂本〕 〔坊城本〕 官掌等之松明尽時、雑雑色等持松走先

立大臣間一伴立様大殿殿

② 〔万里小路本〕 〔滋野井本〕 引上倚子

立大臣間一伴立様大殿殿

宗忠 兼日仰合内府

〔坊城本〕 引上倚子立大臣間了、件立様、大殿兼日仰合内府

立大臣間一伴立様大殿殿

〔賀茂本〕 引上倚子

宗忠 兼日仰合内府

〔十一月十三日条〕

〔万里小路本〕 俊通又来云、遅敷官符庭到来

〔滋野井本〕 俊通又来云、遅敷官符庭到来

〔坊城本〕 俊通又来云、官符遅到来

〔賀茂本〕 俊通又来云、官符庭到来

まず、十月十一日条の①を見ると、万里小路本が傍線部三文字を誤って記しながら右傍に「雑」という注を付しているのを、滋野井本がそのまま転記しているのに対し、坊城本はこの三文字を省いて文意を通してしている。結果として、坊城本の記述は万里小路本が元とした賀茂本と合致している。②は、賀茂本の記載を転記した万里小路本が、「内府」の人名比定を朱書で注記している。滋野井本は①と同様万里小路本の記載をそのまま写している一方、坊城本は文意にあわせて欠損部分の注記を本文に取り入れ、「内府」の人名比定を墨書で注記している。次に、十一月十

三日条に移ると、傍線部の文字について、賀茂本を書写した万里小路本は前後の文脈を鑑みて「遅敷」という注記を付し、その記載を滋野井本が踏襲しているの⁽²⁶⁾に対し、坊城本はここでも文意の通る文字に改めて本文を作成している。

このように、同じ万里小路本を書写した坊城本と滋野井本とで異なる記述が見られ、坊城本の文章が最も通りのよいものとなっている。こうした異同を坊城本の書写者による修正ととらえ、坊城本の史料性格として、文脈を重視して作成されたという特色があること、より原文（頼長の記述）に近づけようという書写者の意識を看取できることを以前指摘した⁽²⁷⁾。だが、本稿の考察に基づくと、かかる修正は坊城本ではなく、「繕写」された万里小路本（以下、万里小路繕写本と表記する）においてなされた可能性が浮上してこよう。坊城本に記された俊将自身の識語には「予手写之」「傭書者写之」とある。この「之」は万里小路繕写本を指し、「予（＝俊将）」と「傭書者」はそれを「写」したのではあるまいか。

さらに、坊城本と滋野井本における相異点として、賀茂本の奥書に記された賀茂清茂の署判部分を挙げることができる。史料二と史料五を比較すると、「右京権大夫賀茂県主清茂」（坊城本）「右京権大夫賀茂県主清茂印」（滋野井本）となっており、署名の下の「印」の有無が両者で異なる。元々の賀茂本自体には、史料一に示したように、署名の下に朱印（印字は「賀茂清茂」）が押されている。賀茂本を書写した万里小路本では、史料四にあるように、署名の下に「印」の文字が添えられており、滋野井本と一致する。この事例も滋野井本が万里小路本を書写した証左に加えてよいだろう。

では、坊城本に記載されている賀茂清茂の署名の下に「印」の文字がないのはなぜだろうか。坊城本の書写者が

単に書き落とした可能性はあり得るが、坊城本原本における「右京権大夫賀茂県主清茂」という署名の位置は、その末尾が行末に揃えられており、署名の字間を勘案しても、初めから「印」の文字がない前提で筆を運んだと見られる。つまり、坊城本の元となったであろう万里小路繕写本に「印」の文字がなかったことが看取できるのである。ここでは「予手写之」という坊城本の識語の表現を素直に受け取り、坊城本は「繕写」されたものではないと判断しておきたい。

以上の検討結果より、前章で掲げた写本系統を次のように改めることにする。

伏見宮本↓賀茂本↓万里小路本↓万里小路繕写本↓坊城本↓八条本

←滋野井本

三 狩野本『台記』保延二年十一月〜十二月記

前稿を承け、狩野本『台記』の中から、保延二年十一月二十一日〜十二月八日条の本文を翻刻する。

〔凡例〕

- 一、史料の漢字は常用漢字を用いた。
- 一、本文には、適宜、読点や並列点を加えた。また、割書は〈 〉で表記した。

一、欠損部分は□で示し、欠損ではないものの空白となっている箇所はその旨を筆者注として記した。また、対校に基づく注記はせず、原本において注記が付されている場合にそのまま記した。

一、誤写と判断できる場合であっても文字は原状のままとし、文意が通じにくい場合は右傍に(ママ)と注記した。

向_右府亭事

廿一日(乙酉)、天晴、秉燭程行向_右府御許、装束(直衣)、以牛童令遣車、布衣前驅四人、共公達五人、居寢殿西

庇、雅重申参内由、右府着烏帽子直衣出居、暫言談之後、右符被吹笙、双調々子也、予驚耳、頃之右府被_{ママ}殿寄火

桶被炙笙、其後予帰出、乗車之時、雅重褰車簾、称_右府命、以手本入車、次予参近衛殿、次参宿皇后宮、

始_{大原野精進事}

廿二日(丙戌)、天晴、早旦_{ママ}日宮参進衛殿、退出、自今日為服檳椰子二合、始_{大原野精進始}、頃_{ママ}今日洗頭、而依忌_{ママ}

今日不洗髮也、

廿三日(丁亥)、天晴、不出行、洗髮、

大原野祭事

金盃歟 儀

廿四日(戊子)、天晴、今日大原野祭也、已刻沐浴、即着束帶下南庭、拔幣取之、祓畢幣出門、此間予着車於中門廊

乘之、次出門、此間隨身前驅乘馬、有一輿、將監一人・將曹一人・府座一人(已上飯)・番長一人(敦則、從夜前

被免勘当)・下藤五人(正員四人、飯一人、已上皆乘馬在車前、括菜脛巾)、次至社頭、於内鳥居下從車_テ入從鳥

居、并・外記・史路ノ西ノ東間に列立、入鳥居暫行之間、召使前行、此間隨身有後、弁・外記・史居、予下々襲、

向弁少揖讓、(持弁)・外記・史前之間不具前驅、次経諸大夫座後、入從東第二間、至母屋一間、揖脱沓、昇板敷

上居茵座、(西对、揖如常)、弁・外記・史・氏院別当中宮大夫進為基来着、次氏諸大夫着座、(自本藏助忠俊参

依氏諸大夫不足以前驅為代事

上、依今二人不足了、以予前驅顕憲・為実為会参諸大夫)、次弁申所掌、予目、弁仰院別當、々々々々書也、次一

獻、為基勸盃、瓶子取忠俊、諸司官人只一人參上、仍二度役之、為基光飲、次入酒授予、々取盃目弁、々來、予又盃に令人酒、為基入之、〈予飲了後、伝弁時許可令人酒、是共錯也〉、次予飲、又令人酒ヲ授弁、々復本座、流巡如常、次院別当座、諸司官人勸之、盃酌之後可置笏、予外人不置笏、是共錯也、次外記持ト申箱置座上、予冬祭ニハ不披ト申トテ、返給箱於外記、次二獻、諸司官人今度二人參入、候一度役也、為基勸盃、瓶子取為実、為基先飲、次入酒授予、々取盃目弁、々來、予又盃に令人酒、為基入之、〈予飯了後、伝弁時許可令人酒、是失錯也〉、次予飲之、又予令人酒ヲ授弁、々復本座、流巡如常、次院別当座、諸司官人勸之、次居汁、供膳頭憲・為実、居了箸下、次食、々了大盤了下置汁土器、次三獻、為基勸盃、瓶子取頭憲、為基先飯、次入酒授予、々取盃目弁、々來、予飲之、〈今度者無大錯〉、予飲畢一盃ニ入酒授弁、々復本座、流巡如常、次院別当座、諸司官人、次弁欲申行録事、此時予拔箸取笏、次申祿事、予目之、弁頭憲・為実に仰可勸祿事役之由、次所掌申着到之人名、又弁申上、予目之、弁申上、予多目之、次弁申定倭舞人、予目之、次令起座、此間予尚不起座、謂弁云、外記可申代官、而不申如何、弁答云、初度、故に不申也、予云、吉田祭上卿一度勤仕、仍外記參進候南庇、予又謂弁云、吉田祭上卿、中納言之時勤仕之、大納言之後未勤仕氏社上卿、雖然中納言勤了、雖大納言之時同事由を存思〈そかし〉、弁答云、參議・中納言・大納言各昇進之時、他人忌不申代官候そかし、於殿原御一家者不知給、予云、然者不可申、此間外記申云、然も正官所乗也、仍外記退下、次予揖起座、下板敷着、未起座取食所乱上取之、隨身・氏人子追之、腹多揖、出自庇東第二間西行、召使前行、隨身在後、至鳥居下潔頓、至互一棚下、解劍挿笏、下襲尻ヲ上手ニ懸テ、昇柵乾角、弁昇坤角、氏諸大夫二人昇巽良、入中門中、此間社司警輩、次昇立御殿前、〈予良角、弁乾、氏諸大夫二人未申辰巳の角なるなり〉、昇立了拔笏下々襲、一拝退帰、欲出中門之時、予欲取尻、社司云、下

襲尻引テコソ上云、予随下尻、出中門着庭中座、(庭中鉢を二行ニ立タリ、東鉢の東を歷テ着座也)、欲着座之時揖、着復揖如常、官幣可持来之由、氏院別当頼催、此間馬寮御馬、自西鳥居引入玉籬之中、氏院別当あしく引入たりとて、即令引出了、頃之官幣持来、頼雖相尋使々遂不見、次持入官幣於玉垣申、次内侍參、次内侍退出、次祝師着座、次予奉幣、(顕憲進之)、兩段再拜如常、了召社司、々々暫不見、此間祝師祝了、打手退下、予乍持幣如形打手、次社司来、予執幣授之拔笏、次馬寮御馬弁長者御馬等引入、雖尋馬寮使遂不見、来引御馬之間、殿神馬頗沛艾、走寄予座方、仍予驚起座、引直之間、予謂弁云、今、可着直会殿座と云テ、着履立座後揖、着直会殿座、入自東、經上卿座与弁座間四行、更北折向東揖、脱履着座多揖、弁・外記・史・氏院別当・氏人・官掌・召使等着座、次居膳、以机居之、次有三献、已上造酒司唱平勸之、献盃体、土器を紙ニ裹テ、其余紙をかきねちて、其上ニ小土器ニを重テ、盛酒献ル、其上の土器を乍ニ二献取テ、酒盃を右手ニ取テ重盃、左手ニ取テ飯了、如本相重テ返酒司、紙裹器ハ酒司所持也、予不取盃給了、酒司紙裹器ニ相重、次第勸之、欲取盃之時、置笏如常、凡此座ニ雖居飯無下箸、無居汁、三献了、予取笏召々使、二音、但雖三献了、待御馬廻畢、召々使也、在座召使起座来西幔外、予仰云、宮の内の省召せ、召使称唯、退帰召宮内省、々々々參上、立召使立所、予仰云、飯堅らかに給、宮内省同程ニ高ハいへとん、其詞詳ニ不聞之様仰也、宮内省退帰、申飯堅らかに給しらせ、予無益、次可倭舞之由、其人々仰、弁仰之、次倭舞、々々了、外記捧文挿、来予座前進見參、予取之、外記座定之後、先披表紙、文を右方ニ押遣テ披卷テ置左、如元卷懸紙、此間外記退下、次予卷文取副笏、向弁方目弁、々少居寄、予給文、給了予如元居直、次為実取禄、置予座上、予同弁顕業云、禄ハ前驅の持テ在共歟、召使の持在歟、弁答云、大納言上卿未知給、中納言上卿召使持也、此時召使申云、御車令乘御所まで召使持者候也、仍授召使、(置弁禄之後、予禄を授与使也)、次

禄持者事

揖起座、着履又揖、此間取食走寄、令隨身追却、揖畢南行更西折テ、經止卿座与弁座間、出幔外退出、召使前行、召使一人祿肩ニ懸タリ、於乘車所召使留タ、顯憲入劍於車、路間前驅取松明、亥刻許參入近衛殿、次歸華、為昇柵、自解劍未帶也、

今日前驅

顯憲 為実 高基 定政 成賢 信実 隆康 以長

武士前馬助忠正〈着布衣〉為後乘、〈郎等六人〉、

大臣兼宣旨事

廿五日〈己丑〉、天晴、今日予可蒙任大臣宣旨也、仍早旦參着東三条殿、裝束、〈直衣、冠用紙撚基結、昨日為大原

野条上卿之間、為精進用タルヲ不改云々〉、前驅顯憲〈衣冠一人〉、車〈綱代長物見、差繩〉、車副二人、隨身〈布衣〉、無馬上隨身、依召敦則參院云々、欲參東三条殿之時、光向大理方、次參着東三条殿、〈自西四足門參也〉、先是大殿渡御、々座西面也、予申大殿云、敦則今朝參院云々、大殿被仰云、敦則於勘当者免了、可召院之由申たれハ、若召テけるにや、不審事かな、今朝院へ書状ヲ献つれハ、若其御返事にや、被仰と可相待也として暫令相待給、猶依遲々令持御消息於侍一人令進給了、頃之大殿被仰云、今ハ早可着束帶者、予於反渡殿北渡殿着裝束、〈表衣・下襲新、自余旧也〉、無文帶、蒔繪劍、紺地平緒、〈件劍入道殿御劍云々、蒔葦手也、平緒同葦手也、件平緒裏鷹司殿自今付繪云々、笏賀笏也〉、裝束師忠行也、予先不改本冠、鬢許ヲ搔間、知信來申之、内豎參、称頭中將承可令參内御之由者、予申承了由、知信歸去、徐欲裝束了之間、顯憲申云、公春已補番長了、次俊通參又申云、公春已補番長了、予同日、鳥羽へ令進給御書御返事已到來歟、俊通申云、不知給、裝束了之後、參大殿御前、兼テ関白殿下・大理被座、暫相待隨身等來、然間番長公春參着、大殿公春を召入壺御覽、此間秉燭、次大殿被仰可參内

之由、大殿令申闕白殿給云、參内之間儀、可令教給者、次予西子午長廊南西向の妻戸ヨリ出、闕白殿目連子御覽
 之、踏履脱、縁ニ尻ヲ懸タリ、中将公能取履令着、予前進、自本大理・咄(マ)・新宰相中将ニ下立中門辺、予大理方相揖
 乗車、々副ニ仰不可警輩(マ)之由、隨身・前駆前行、自西洞院至□大路、於二条町車簾ヲ卷上、(須自本卷上簾也、而
 乾良明神等(マ)鳥相憚不口也上敷)、至二条烏丸□駕、(不解鞞)、相待扈從人々自車下、人々下了、予下自車、□東洞院南
 相入自南四足門、(右衛門陣也)、經床子座前着陣奥座、(納之座ニとりテ頗上程也)、須經和德門代着陣、而此内
 裏和德門代、依人々不出入、經床子座前也、次別当・帥等来着、(帥頗遅来着、仍別当以官人令催、其時着也)、
 次頭中将忠基来予座下方、予正笏相对、頭仰云、大臣可任給日次扨申せ、予少揖、頭去之間、予如元居直、次
 帥起座、次別当起座、別当着履揖之間、予揖起座、如初經床子座退出、於二条烏丸乘車、(凡今日丁襲尻(マ)ヲ劍不
 懸、如本路帰、至二条町又下簾、西四足門稅駕上簾、(不解鞞如初)、路間下臈隨身不乘馬步行、帰路ニモ全不警
 蹕、相待尻(マ)從人々下自車、予下自車、此間新宰相中将季成下立平伏、予相对揖昇、(今度於縁上脱履)、中季成節会
 之後平伏也、而節会以前平伏之条甚非也、先參大殿御前、次取副京極大殿令任大臣給之時庇大饗定文於笏、出居
 公卿座、(大饗之時上下座屋也)、自元人々被座、新宰相中将如先平伏、又是非也、件座東上对座、予居北座東第
 一畳半許、大殿・闕白殿御簾中、仍予向巽方居、大殿於簾中令行事給、予伝宣、先召知信、仰可召宗憲之由、知
 信相具宗憲參着北縁、更立切灯台令举灯、令勘日時、勘了知信取副勘文於笏進之、予向東置笏・定文等取之、先
 披上紙、文ヲ右方押遣披見之、其文云、扨申可被行大饗日、十二月九日壬寅、時午未、保延二年十一月廿五日、陰
 陽頭賀茂朝臣宗憲、見了如元卷置床前、笏与定文如元取之、知信・宗憲退下、灯台撤了、次又召知信仰硯・続紙
 可持參之由、次立切灯台於北庇、次知信持參硯・紙、次置笏、予所持之定文ヲ讀、令知信書予定文、書了、知信

硯を取下テ、定文を折敷上ニ置テ、置予座前、次予置笏取之披見、卷加日時於新定文中、取副笏、旧定ヲハ不取副、授大理、次第見下、又取上、予置笏伝取之、乍卷加日時勘文、置折敷給知信、々々歸去、畢取笏・旧定文、次居膳、〈高坏二本〉、此時予南向居直、〈予倍膳マツ顕憲〉、次第居了、次一献、顕憲居益於折敷置予。前子置笏取益令入酒、〈高基入之、須顕憲入也、而不待瓶子立了、一ハ無礼、一ハ共礼也〉、目别当、々々同目、予飲之、又入酒授别当、次々流巡如常、次居汁并菜、顕憲居之、居了復别当密々被示云、汁ハし、此時予立箸、人々皆立了食、々了汁土器を高杯下ニ置、次顕憲取益欲来、大殿被仰云、一献にテありなむ、菓子マツ可居、次居菓子、居り人々起座退出、予拔箸同起座、取旧定事・笏等起也、此間大殿召藤中納言御対面、次予如元着直衣參大殿御所、頃之顕頼退出、次大殿令還渡元御所御、次被始酒部所・上客料理所、次予自西四足門退出、〈隨身布衣、番長許帶劍、無移馬〉、前驅二人、顕憲・以長〈束帶、不改元装束也〉、共人雅国〈同束帶〉、歸路之儀、今朝如參東三条殿儀也、歸亭、此後大殿御還近衛殿云々、

今日參入公卿

别当実能 参内之時扈從之人也

右衛門督宗輔

藤中納言顯頼

帥実光

参内之時扈從之人也

新宰相中將季成

今日予参内前驅八人

忠正 顕憲 為実 高基 家時 重範 隆康六位 以長同

殿上人共人

顕親 公能 憲俊 俊雅 雅国 資信 朝隆 信時

廿六日〈庚寅〉、天晴、不出行、始修法少僧都覺宗

廿七日〈辛卯〉、天晴、不出行、

廿八日〈壬辰〉、天晴、不出行、持来姫宮月奏、予加名、

廿九日〈癸巳〉、朝天晴、申刻許小雪、参近衛殿、〈依蒙任大臣宣旨、着直衣冠也〉、乘師国車也、無隨身、無摺^(マヤ)、入夜退出、

十二月

一日〈甲午〉、天晴、不出行、

二日〈乙未〉、天晴、不出行、有連句并句会、密々事歟、

三日〈丙申〉、天晴、着烏帽子・直衣参近衛殿、夜ニ入テ退出、此間大雪、

四日〈丁酉〉、天晴、雪積地八、九寸許、夜前雪の積也、今日ハ不降、予雪山ヲ作、申終程雪山ヲ作了、此後予食物、
作雪山事

自旦依作雪山、申了程今日初食物也、凡今日食物只一度也、食申了後天不食、入夜大宮大夫師頼被来、〈着束帯被

来也〉、出居南面の被居公卿座之後、予着烏帽子直衣出逢、欲居大宮大夫下方、大宮大夫被示上ニ可居之由、予尚

居下、大宮大夫者^(マヤ)疊被居板、此間予起座居上、示可令居疊給之由、此時大宮大夫居予座下方、此時相對言談、〈対

座体ニ居儀ニテ逢向居也〉、言談之大宮大夫被帰、(二字分空白ニ筆者注)今日御堂御八講終也、雖可参、依蒙任大

依蒙任大臣宣旨不参御堂御八講事
臣(二字分空白ニ筆者注) 宣旨不参也、

五日〈戊戌〉、天晴、不出行、早朝予夜前令渡給事ヲ慶之由の消息ヲ遣大宮大夫許、

六日〈己亥〉、天晴、着烏帽子直衣、〈無礼〉、参近衛殿、入夜退出、

七日（庚子）、雨降、不出行、

八日（辛丑）、雨下、不出行、夜前梳髪、今日取本鳥、改紙本結、用紫本結、

四 もういくつかの写本系統

前章で紹介した保延二年記本文の中に、柳原本の元となった写本を探る手がかりとなる異同が存在する。以下、その異同を示しながら、写本系統を探究していきたい。なお、煩雑さを避けるため、典拠表示における写本の表記を頭文字で略記する（伏見宮本〳伏、賀茂本〳賀、紅葉山本〳紅、万里小路本〳万、滋野井本〳滋、坊城本〳坊、狩野本〳狩、広幡本〳広、日野本〳日、柳原本〳柳、西洞院本〳西）。

具体的には次の異同である。なお、引用史料中の傍線は筆者によるものである（以下同じ）。

〔十一月二十四日条〕

【伏】【坊】

左手ニ取テ飲了、如本相重テ返酒司、紙裏器ハ酒司所持也、予不取盃給了、酒司紙裏器ニ相重

【賀】【紅】【滋】【狩】【広】【日】【西】

左手ニ取テ飯了、如本相重テ返酒司、紙裏器ハ酒司所持也、予不取盃給了、酒司紙裏器ニ相重

【万】【柳】

左手ニ取テ飯了、如本相重テ返酒司、紙裏。器ハ酒司所持也、予不取盃給了、酒司紙裏器ニ相重

まず、傍線部の文字について、保延二年記の祖本たる伏見宮本を書写した賀茂本が「飯」と判読したため、賀茂本から派生した諸本も「飯」と記したと見られるが、坊城本のみ「飲」となっている。第二章の考察を踏まえると、これは万里小路繕写本において訂正されたものを、坊城本が写し取ったためと解せる。

次に、万里小路本と柳原本は、書写過程で脱落が生じたようである。挿入箇所を。で示し、そこに入るべき字句を右傍に付記している。その原因は賀茂本の当該箇所を確認すると見当がつく。賀茂本の書式どおりに示すと次のようになる。

〔史料六〕

左手ニ取テ飯了如本相重テ返酒司紙裏器ハ

酒司所持也予不取盃給了酒司紙裏器ニ相重

このように「酒司紙裏器」が隣接した行に並んでおり、書写者の目が次の行に向かってしまったため、脱落が生じたと考えられよう。なお、坊城本が脱落表記していない理由もまた、万里小路繕写本における訂正に求めることができるだろう。

同様の異同は、以前拙稿で紹介した十一月十三日条(28)にも見られる。

〔十一月十三日条〕

【伏】顧問召使云、弁・少納言・上官ナトハ未參歟、如何、召使云、外記・史等參入、弁・少納言未參參、但少納言許遣人畢、

【賀】【紅】【広】【日】【西】

顧問召使云、弁・少納言・上官ナトハ未參歟、如何、召使云、外記・史等參入、弁・少納言未參參、但少納言許遣人畢、

【坊】顧問召使云、弁・少納言・上官ナトハ未參歟、如何、召使云、外記・史等參入、弁・少納言未參參、但少納言許遣人畢、

【狩】顧問召使云、弁・少納言・上官ナキハ未參歟、如何、召使云、外記・史等參入、弁・少納言未參參、但少納言許遣人畢、

【万】

顧問召使云、弁・少納言・上官ナトハ未參歟、參*如何、召使云、外記・史等參入、弁・少納言未參參、但少納言許遣人畢、

【柳】

顧問召使云、弁・少納言・上官ナトハ未參歟、參*如何、召使云、外記・史等參入、弁・少納言未參參、但少納言許遣人畢、

【滋】顧問召使云、弁・少納言・上官ナトハ未參歟、如何、召使云、外記・史等參入、弁・少納言未參參、但少納言許遣人畢、

この事例はやや複雑である。まず保延二年記の祖本たる伏見宮本を書写した賀茂本は、傍線部の「参」が一字多いと見なし、「本ノマ、」という注記を付したと見られる。これを踏襲している写本が多い中、坊城本は「参」を一字省いた形となっており、また狩野本は波線部を「ナキハ」と記している。それらに対し、万里小路本と柳原本には脱落部分の補訂がある。当該箇所を賀茂本の書式どおりに示すと次のようになる。

〔史料七〕

顧向召使云弁少納言上官ナトハ未参歟如何

召使云外記史等参入弁少納言未^{本ナマ}参但

少納言許遣人畢

こちらは「未参歟」「未参参」が隣接しており、賀茂本を書写した万里小路本の書写者は、「未参歟」を写した後、目が次の行の「未参参」に向いてしまったため、「歟」の右傍に「参^本」と注記したものの、脱落に気付いて前掲のような補訂を行ったと推測できよう。だが、最終的に「参^本」は朱で消されている。ちなみに、この万里小路本を書写した滋野井本は、脱落部分を本文に組み入れたうえ、「参^本」も加えながら朱で消した形跡がうかがえる。

万里小路本は賀茂本を書写したことが明らかなので既述のように解せるが、柳原本についてはどうであろうか。十一月二十四日条と十一月十三日条の二つの脱落補訂が、柳原本においても万里小路本と同じ原因で生じた可能性は皆無ではないが、その場合柳原本は賀茂本を書写したものと見なければならぬ。だが、一般的な字句の異同を

見る限り、柳原本は賀茂本ではなく万里小路本に近いという傾向がある。隔てた日付の記事において異なる書写者が同様の書き落としと補訂を行った偶然よりも、柳原本が万里小路本を写したと見なす方が穏当ではなからうか。また、次のような事例もある。

〔十月十六日条〕

【賀】各着床子、〔朱書〕弁公行起座申上、〔字無答〕少見遺弁方、抄。弁・少納言・外記・史等称唯シテ着床子

【万】【柳】各着床子、〔朱書〕弁公行起座申上、〔字無答〕少見遺弁方。弁・少納言・外記・史等称唯シテ着床子

いずれも入るべき字句を脱落箇所⁽²⁹⁾の右傍に朱書で注記している。賀茂本の注記末尾の「抄」は、賀茂本十月十六日条の初めに貼ってある付箋に記された「此下、〔朱書〕 掬字槐雜抄校合者、今略書抄字」から、『宇槐雜抄』を意味していることがわかる。したがって、賀茂本が伏見宮本の書写過程で書き落としした箇所を、『宇槐雜抄』との校合を通して補訂したということになる。一方、賀茂本を書写した万里小路本は、当該箇所を賀茂本の記載に沿って写したが、典拠を示す「抄」を省いたと見なし得る。柳原本については、表記が万里小路本と一致することから、やはり万里小路本を写したと見るのが自然ではないか。

ところで、柳原本の奥書には次のように記されている。

〔史料八〕

右一卷者、頼長公之御記也、在中務卿邦永親王家之庫中、走拝覧之日、辱蒙恩容手写之、彼公御記、世間相伝者若干卷雖有之、今此一卷者、希代珍記也、尤可為家宝矣、

右京権大夫賀茂具主清茂印

此一冊、以或人之秘本、令書写訖、堅可禁他見者也、

享保十八仲秋

藤原（花押）

署判している「藤原」は柳原光綱で、正徳元年（二七一）～宝暦十年（二七六〇）に存命の人物である。⁽³⁰⁾ 賀茂本の奥書に注目すると署名の下に「印」の文字があり、万里小路本の記載と合致する。ここまでの検討結果を踏まえると、光綱の識語にある「或人之秘本」とは万里小路本である可能性が高いのではないか。ちなみに、柳原本の字数・行数は万里小路本とほぼ共通している。

この柳原本と同系統の写本と見られるのが西洞院本である。⁽³¹⁾ 西洞院本の奥書は次のとおりである。

〔史料九〕

右一卷者、頼長公之御記也、在中務卿邦永親王家之庫中、走拝覧之日、辱蒙恩容手写之、彼公御記、世間相伝者若干卷雖有之、今此一卷者、希代珍記也、尤可為家宝矣、

右一巻、固請或人所持臨書、最希代美玉也、深韞匱而蔵矣、

延享五正月

少納言時名

署名している「少納言時名」は西洞院時名で、享保十五年（一七三〇）〜寛政十年（一七九八）に存命の人物である。³²時名の言を借りれば、「或人所持臨書」を書写したのが西洞院本となる。賀茂本の奥書の署名の下に「印」の文字があることから、柳原本そして万里小路本の系統と見なしてよからう。ただし、「或人所持臨書」が具体的に何を指すか、現時点では決め手に欠いており、特定するに至っていない。書写年が延享五年（寛延元年、一七四八）とやや下っており、柳原本もしくは万里小路本を直接手にしたとも限らない。類本の存在も念頭に置きながら、引き続き探究することにした。

他方、この西洞院本と全く同じ奥書を持つ写本を見出している。それは京都大学附属図書館平松文庫所蔵『台記』保延二年記（以下、平松本と表記する）³³である。だが、平松本の書写者自身による識語が載っておらず、書写の経緯が不明である。本文中には西洞院本に見られない頭書がいくつか記されており、西洞院本を書写した未知の写本が存在する可能性もある。ここでは、平松本は西洞院本と同系統に属すというにとどめておきたい。

最後に、滋野井本を書写した写本が存在するので、それを加えて本章をまとめることにする。具体的には、東京大学史料編纂所所蔵の徳大寺本である。³⁴この写本の奥書には、史料五と同じ滋野井本の識語と、徳大寺本の書写者

による識語が記されている。後者のみ掲げておく。

〔史料十〕

右保延二年台記、自滋野井家借請、令他人書写、奥書端書等余書也、藏櫝矣、

時寛政十一年冬也

中宮権大夫（花押）

署判している「中宮権大夫」は徳大寺公迪で、明和八年（一七七二）〜文化八年（一八一二）に存命の人物である。³⁵ これも寛政十一年（一七九九）と書写年代が下っているが、たとえば徳大寺本の端書および奥書に「押紙」と注記されている点を滋野井本で確認すると、そのとおり押紙に記されていることがわかる。また、十一月二日条や同月十六日条に文字の検討を記した付箋が両本に貼られており、記載内容が一致することからすると、公迪が「自滋野井家借請」た写本は、本稿のいう滋野井本と見て間違いなからう。

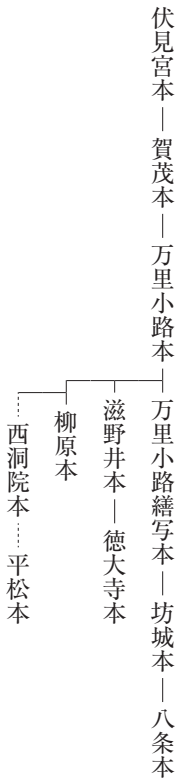
以上より、万里小路本↓柳原本という写本系統があること、これと同系統に属する写本として西洞院本および平松本があること、さらに万里小路本↓滋野井本↓徳大寺本という写本系統があることが明らかになった。第一章で述べたように、『台記』保延二年記は、故実作法等を伝える他に類本がない稀観書として珍重され、他見無用の扱いをされていた。だが、その貴重さ故に、保延二年記は近世の公家たちにとって垂涎的となり、写本作成が重ねられた結果、徐々に本書が流布していったと思われる。

おわりに

ここまで本稿で論じてきたことを改めてまとめてみよう。

現存する『台記』の中で、保延二年記は他の巻と異なる史料性格を持つ。保延二年記は、一八世紀初め、伏見宮家に所蔵されていた南北朝期の写本を賀茂清茂が書写したのを契機に知られるようになり、有職故実を生業とする万里小路尚房が写本を作成したことが、近世公家社会に本書が広まる端緒となった。つまり、現存する保延二年記はほぼ近世に作成された写本であり、その活用のためには史料学的研究が求められるのである。

本稿では、筆者がこれまで調査・研究を進めてきた中で得られた知見を整理し、改めて考察を加えたうえで、現時点で判明する保延二年記の写本系統を明らかにした。図示すると次のようになる。



保延二年記は、藤原頼長の時代の故実作法等を伝える貴重書で、伏見宮本以外に類本がない稀覯書として、近世公家社会において高い評価を受けていた。それ故、書写の経緯を伏せた写本も存在し、その系統を容易には判別できない事例がある。そうした中、前稿において、別の写本系統と考えられる次の類型を見出した。⁽³⁶⁾



ただし、京極宮本が本稿で明らかにした写本系統のどこにつながるかはまだ不詳である。引き続き、諸写本の調査・検討を進め、さらなる写本系統の発見も目指しながら追究していきたい。また、今後の展開によっては修正すべき点が出てくるかもしれない。次稿における報告を期して擱筆することにする。

* 本稿はJSPS科研費JP20K00943の助成を受けた研究である。

注

- (1) 『史料大観 第一卷上下』(哲学書院、一八九八年)、『増補史料大成 台記第一―三』(臨川書店、一九六五年)、『史料纂集 台記第一』(続群書類従完成会、一九七六年)。
- (2) 東京大学史料編纂所編『東京大学史料編纂所影印叢書二 平安鎌倉記録典籍集』(八木書店、二〇〇七年)、前田育徳会

- 尊経閣文庫編『尊経閣善本影印集成六六 台記 宇槐記抄・台記抄・宇槐雜抄』（八木書店、二〇一七年）。
- (3) 注釈本として、原水民樹『台記』注釈 久安六年（和泉書院、二〇二二年）がある。
- (4) 拙稿「東北大学附属図書館狩野文庫所蔵『台記』の初歩的考察―保延二年十月記を中心に―」（『中央史学』四二、二〇一九年）、拙稿『台記』保延二年記の基礎的考察―写本の比較検討を通して―」（『中央史学』四三、二〇二〇年）、拙稿『台記』保延二年記の写本研究―狩野本・広幡本・日野本を中心に―」（『紀要 史学』六七、二〇二二年）。
- (5) 伏見宮本は函架番号伏・六一六、柳原本は函架番号柳・四四七、広幡本は函架番号二五九―一五〇、日野本は函架番号二六五―一〇〇九。
- (6) 紅葉山本は請求番号特〇二四―一〇〇一〇、坊城本は請求番号一六一―一〇〇五七、賀茂本は請求番号一六一―一〇〇五六。
- (7) 配架番号三―四八三五―二。
- (8) 請求番号貴一六四。
- (9) 児玉幸多「賀茂清茂伝」（児玉幸多先生論集刊行委員会編『近世史研究遺文』吉川弘文館、二〇一七年。初出は一九三七年）、山下克明「陰陽博士安倍孝重勘進記」の復元（大東文化大学東洋研究所編『年代学（天文・暦・陰陽道）の研究』大東文化大学東洋研究所、一九九六年）。
- (10) 橋本政宣編『公家事典』（吉川弘文館、二〇一〇年）および『公卿補任』。なお、享保四年（一七一九）正月五日（二月十一日）の間、この職を離れている。
- (11) 国立公文書館内閣文庫所蔵。請求番号一四五―一〇〇六。
- (12) 国立公文書館内閣文庫所蔵。『侍拝類覧』は請求番号一四六―一〇三七三、『侍拝類覧抄』は請求番号一四六―一〇三四八、一〇三五八、一〇四一八。
- (13) 前掲『公家事典』および『公卿補任』。
- (14) 函架番号二六〇―一〇。
- (15) 前掲『公家事典』。
- (16) いずれも国立公文書館内閣文庫所蔵。請求番号は、『宇槐雜抄』一四四―一〇三六〇、『上卿故実』一四六―一〇六五六、『新任弁官抄』一四六―一〇七〇五、『吉口伝』一四七―一〇六五二、『江談抄』二二―一〇一五七。

- (17) 前掲『公家事典』。
- (18) 前掲拙稿「『台記』保延二年記の基礎的考察―写本の比較検討を通して―」。
- (19) 請求記号G二七・二二六。
- (20) 宮内庁書陵部図書寮文庫所蔵「補略（享保六年）」（函架番号柳・一〇三）との比較による。この史料は「万里小路尚房卿自筆」の『享保六年公卿補任』である。
- (21) 請求記号五―〇四夕三。
- (22) 『国史大辞典』滋野井公澄項。
- (23) 前掲『公家事典』。
- (24) 佐竹朋子「一八世紀公家社会における学問と家業―滋野井家を事例として―」（『ヒストリア』一三五、二〇二二年）。なお、この論考に掲載されている表一「滋野井公澄書籍貸借表」の中に、享保四年四月二十七日に『台記（保延二年）』を公澄が万里小路尚房へ返却したという事例がある。史料五の識語は同年同月二十六日付であり、まさにこの写本が完成した翌日の出来事ということになる。
- (25) 『角川大字源』（角川書店、一九九二年）によると、「繕写」には、①文書を集めて書く、②不完全なところを正して清書する、という意味があり、①の用例は『後漢書』に、②の用例は『顔氏家訓』『本朝文粹』に見られるという。本稿では②の語釈を採っている。
- (26) 滋野井本は「官府」と記しているが、万里小路本の「符」のくずしがどちらにも読める形になっているのが原因である。
- (27) 前掲拙稿「東北大学附属図書館狩野文庫所蔵『台記』の初歩的考察―保延二年十月記を中心に―」。
- (28) 前掲拙稿「『台記』保延二年記の基礎的考察―写本の比較検討を通して―」。
- (29) 詳細は、前掲拙稿「東北大学附属図書館狩野文庫所蔵『台記』の初歩的考察―保延二年十月記を中心に―」および「『台記』保延二年記の基礎的考察―写本の比較検討を通して―」を参照されたい。
- (30) 前掲『公家事典』。
- (31) 前掲拙稿「『台記』保延二年記の基礎的考察―写本の比較検討を通して―」。
- (32) 『国史大辞典』西洞院時名項。

- (33) 請求記号平松三夕三。
(34) 請求記号徳大寺本―五四―三
前掲『公家事典』。
(36) 拙稿「『台記』保延二年記の写本研究―狩野本・広幡本・日野本を中心に―」。